（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{17} ＝ 0.006

C_{18} ＝ 0.005

C_{19} ＝ 0.005

C_{20} ＝ 0.00531

C_{21} ＝ 0.00562

C_{22} ＝ 0.006

算式ＸⅣ

$$\frac{\sum_{n=18}^{元}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{元}(D_n \times E_n)}{535\text{円} \times A}$$

算式ＸⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち符号 D_n 以外のものの額に相当する額

C_{18} ＝ 0.027

C_{19} ＝ 0.026

C_{20} ＝ 0.02656

C_{21} ＝ 0.02810

C_{22} ＝ 0.032

C_{23} ＝ 0.031

C_{24} ＝ 0.030

C_{25} ＝ 0.030

C_{26} ＝ 0.029

C_{27} ＝ 0.022

C_{28} ＝ 0.0218

C_{29} ＝ 0.0011

C_{30} ＝ 0.00105

$C_{元}$ ＝ 0.00064

D_n　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動

（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{17} ＝ 0.006

C_{18} ＝ 0.005

C_{19} ＝ 0.005

C_{20} ＝ 0.00532

C_{21} ＝ 0.006

C_{22} ＝ 0.006

算式ＸⅣ

$$\frac{\sum_{n=18}^{30}(B_n \times C_n) + \sum_{n=20}^{30}(D_n \times E_n)}{533\text{円} \times A}$$

算式ＸⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号。以下「地防法」という。）に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち D_n 以外のものの額に相当する額

C_{18} ＝ 0.027

C_{19} ＝ 0.026

C_{20} ＝ 0.02661

C_{21} ＝ 0.032

C_{22} ＝ 0.032

C_{23} ＝ 0.031

C_{24} ＝ 0.030

C_{25} ＝ 0.030

C_{26} ＝ 0.023

C_{27} ＝ 0.022

C_{28} ＝ 0.0012

C_{29} ＝ 0.0011

C_{30} ＝ 0.00105

D_n　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動